

大分県立別府青山高等学校、別府翔青高等学校 同窓会「青藍会」会則

第1条(名称) 本会は、「青藍会」と称す。

第2条(住所) 本会は、事務局を会長宅に置く。

第3条(目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第4条(会員) 本会は、次の者で組織する。

1 会員(正) : 別府青山高等学校、別府翔青高等学校卒業生

(転退学者で幹事の推薦した者を含む)

2 客 員 : 別府青山高等学校、別府翔青高等学校現職員及び旧職員

第5条(役員) 本会に、次の役員を置く。

5-① 次の各役員は、総会において正会員から選出する。

1 会長(1名) 本会を代表して会を総括し、総会及び役員会、代表幹事会等を招集し、議長を選任する。

2 副会長(2名程度) 会長を補佐し、会長に事故等ある時はその任務を代行する。

3 会 計 (2名) 会計を執行する。

4 会計監査(2名) 会計を監査する。

5-② 次の各役員は会長が選任、委嘱する。

1 事務局(若干名) 会長が選任する。

報道・記録・文章・渉外などを担当する。

各種議事録及び予算、決算に関しては、会員からの請求があれば開示する。

2 代表幹事 (各卒業年次1名、各支部若干名)

各卒業年次及び各支部より推薦し、会長が委嘱する。

3 クラス幹事(各クラス2名)

会長が委嘱する。

4 顧問(若干名)

会長が委嘱する。

会長の諮問に答え、重要会務に参加する。

第6条(任期) 5-①の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条(組織)

- 1 本会は本部を事務局内に置き、各地域、職場毎に支部を置くことができるものとする。
- 2 各支部には支部長及び副支部長、会計等役員を若干名置き、会員は必ずいずれかの支部に籍を置くこととする。

第8条(支部)

各支部は、支部内の会員相互の親睦を図り、独立して会計を営むものとする。

第9条(会合)

- 1 総会は毎年1回開催し、本会の最高意思決定機関である。必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2 会長・副会長・会計・会計監査・事務局による役員会は、随時開催し、企画・運営にあたるものとする。
- 3 会長・副会長・会計・会計監査・事務局及び代表幹事による代表幹事会は、随時開催し、会の運営強化を図る。

第10条(会合の議決) 各会合において議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合には議長の決するところによる。

第11条(会員の義務)

- 1 会員は、会費負担の義務を有する。
- 2 会員は、その住所・氏名・連絡先を変更した場合には、速やかに事務局に通知する義務を有する。

第 12 条（会計）

- 1 本会の運営は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 3 入会費は 10,000 円とし、卒業の際に納入するものとする。
- 4 会計は、受領・支出した全ての金銭を正確に記帳し、また管理する。
- 5 本会の活動に掛る費用は、総会において承認された予算に基づき執行する。緊急かつ特別な事由の場合、役員会及び代表幹事会または臨時総会を開催し、承認を得ることとする。

第 13 条（会計監査）

- 1 会計監査は、毎年度決算報告書を監査しその結果を総会にて報告する。
- 2 会計監査は、必要と認められる場合には、随時監査を行うことができる。

第 14 条（会則改正）

本会会則は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって改正される。

附則 本会則は、平成 28 年 3 月 27 日から施行する。

本会則は、平成 30 年 7 月 15 日から施行する。

